

## 多国籍企業の国際税務戦略

—Shapiro(1996)を中心に—

頼 誠

### I はじめに

子会社の余剰資金を本国の親会社で利用するために回収することは、不況下の日本企業にとって切実な問題である。筆者がかねてから興味もっている本社費の配賦の問題を国際会計の問題として捉える時、国内の場合にはない数々の制約を考慮せざるをえない。

親会社の本社費を海外子会社に負担させることは、本国への送金制限により簡単にはできないのである。

共通費回収の一つの方法として、拙稿(1999)では「コスト・シェアリング契約」について紹介した。だが、海外子会社から親会社へ資金を移動する具体的方法には複数ある。親会社が子会社に対して行ったサービスに対する料金の支払い、配当金、利子、ロイヤルティによる回収等である。移転価格の操作の余地が認められるケースもある。問題は、どの方法がどういう長所・短所もっているかである<sup>1)</sup>。

「配当金の支払い」はよく行われる送金方法であるが、本国での納税が増える。配当政策は、税制、外国為替リスク、子会社の設立後の年数、資

本参加の程度に依存して変化する。「ロイヤルティ」は、技術の利用のため、あるいは特許や商標名を使用して生産物を製造したり販売したりする権利と引き替えに、技術、特許権、商標名の所有者(ここでは親会社)に支払われる報酬のことである。「料金(fees)」は、技術援助料、管理料から成る。「ロイヤルティ」「料金」は「配当」に比較して税制上の有利さがある。特に、親会社のある国よりも現地国の法人税率が高い場合にそうなる。ロイヤルティと料金は費用なので、税額控除を通じて子会社の税負担を減らせる可能性がある<sup>2)</sup>。

「移転価格」は資金移動の手段として使用される。子会社へ供給される財やサービスには高い移転価格を、子会社からの財やサービスには低い価格を設定できる場合には、子会社から親会社へより多くの資金を流すことが可能である<sup>3)</sup>。

さて、親会社の本社費・共通費を海外子会社に負担させるということと、海外の余剰資金を本国へ送金するという事は、必ずしも同一の問題ではないが、両者には接点があると考えられる。

企業が海外戦略をたてる場合に、税金は考慮に入れられるべき極めて重要なコスト削減要因で

1) 本国への資金回収方法を選択するための一つの考え方が節税の観点である。たとえば、親会社が資金を全て拠出して研究開発活動を行い、子会社に開発した技術などを供与してロイヤルティを得る方法では課税される。これに対し、予めコスト・シェアリング契約を結び、子会社も投資して将来得られるベネフィットに応じて親会社と研究開発費を分担することにしておけば、課税を免れることができる(拙稿(1999))

2) Hill, (1997) pp.577-578

3) Hill は振替価格操作がもたらす4つの効果をあげている。1. 稿税率の国から低税率の国への利益をシフトさせることによる所得税の削減。2. 重大な通貨価格の変動が予測される国からの資金の移動。3. 子会社から親会社(あるいはタックス・ヘイブン)への配当による資金の移動。移転価格を低く設定することによる輸入税の削減 [Hill (1997) p.578, 拙稿(1990)(1991)(1992)も参照]。

ある。それにもかかわらず、管理会計では節税についてほとんど研究されてこなかった。それは節税が他の学問領域の課題であるとされたこと、あるいは税金が管理不能費であるとして管理会計の射程に入っていなかったせいであろう。

日本企業には事前の節税対策によってコストをさらに大きく引き下げられる可能性が残されている。本稿の目的は、国際税務の観点から、国境を越えた本社費・共通費の回収を海外余剰資金の回収方法の一つとして位置づけ、この研究課題の重要性と概要を明らかにすることである。だが、その前に、国際税務の基本的概念について触れなければならない。

## II 国際税務戦略

### 1. 国際タックス・プランニング

税金は、為替リスクの管理、海外投資の決定を初めとして、企業の意味決定に関するさまざまな側面に重大な影響を及ぼす。グローバルな税引後のキャッシュ・フローを極大化するために行われるのが、国際タックス・プランニングである。

けれども、どうすればキャッシュ・フローを極大化できるかという問いに対する答は簡単には見つからない。本国と現地国とでは税務システムが異なり、最終的な税金の負担額は複雑な諸要素間の相互作用の結果として決まるからである。

以下では、Shapiro(1996)を中心に、どのような節税の可能性があるかについて説明したい。まず、Shapiroがあげている課税システムが満たすべき特性（中立性と公平性）、課税上の基本概念から始めて、海外に源泉がある所得、税額控除、二重課税の回避、タックス・ヘイブン、海外支店や海外子会社を組織する利点など基本概念について説明する。

### 2. 課税の中立性と公平性

Shapiroによれば、課税は、理想的には中立性と公平性という2つの基準を満たすべきであるとされる。「中立性」は、意思決定が税法によって影響されないことを意味し、「公平性」は均等な犠牲となるような税負担により達成される。しかし、後述のように、これらを実現するような課税は現実には難しい。

#### (1) 中立性

中立的課税とは、「投資先や投資家の国籍のような投資決定のどのような局面にも影響しない課税」をいう。中立性には「国内の中立性」と「対外的中立性」がある。

「国内の中立性」を維持するためには、本国で投資しても海外に投資しても、本国の国民ならば限界の税金負担が等しくなければならない。ここでいう中立性は、税率、課税可能な所得の決定における首尾一貫性、利益に対する課税総額の平等性である。

しかし、例えば外国が本国よりも重い間接税を課していれば、中立性は損なわれる。投資先により、課税額が異なるため投資の決定先が左右されるからである。税率と課税所得の決定に関する首尾一貫性も、計算方法や政府の政策上の相違があるために成立しない場合が多い。費用の配分方法、減価償却方法、繰り延べなどの処理の違いは課税所得に影響する<sup>4)</sup>。後述の二重課税の排除も複数の国が同一の所得に対して課税することにより国際的活動に対する阻害要因となるからであるが、これは、中立性の基準に基づく処理といえよう<sup>5)</sup>。

他方、「対外的な中立性 (foreign neutrality)」は、本国企業の外国子会社に対する課税額が、現地国で活動している現地国の居住者が所有している会社に対する課税額に等しくなることを要求する。だが、本国の租税システムを現地国の租

4) Shapiro(1996)p. 641.

5) 租税条約研究グループ(1998)p. 44.

税システムと同じものへ変更することは困難だから、「対外的な中立性」も実現しにくい<sup>6)</sup>。

日本、米国などいくつかの国では、以下のような混合政策をとっている。本国政府は、①外国にある支店の利益には直ちに課税し、海外子会社の利益については、利益が本国へ送金されるまで課税を延期する。②子会社・支店の利益に対する現地での課税額のいくらかは本国で支払う税金から控除される。ただし、その控除額は本国における課税額と現地での課税額とのどちらが低いかによって左右される。つまり現地での課税規定は、国内の中立性を損なう<sup>7)</sup>。

(2) 公平性

中立性と並ぶもう一つの課税の規準は公平性である。Shapiro が述べている課税の公平性の基準は、同じ状況にいる税金の支払者は同じルールに従うという基準である。この基準に従えば、たとえば、合衆国企業は所得がどこで獲得されたかにかかわらず所得に応じて課税されるべきである。外国の支店の所得も国内の支店と同様に課税されるべきであるということになる<sup>8)</sup>。

では、支店と子会社の場合で課税方法にどのような違いがあり、それを利用することによりどのような節税の可能性があるのだろうか。

3. 法的居住地という課税上の判断基準と節税

本国内で法人組織を設立した場合の企業を「内国法人」と定義し、本国外で設立され、外国に本店などがある法人を「外国法人」と定義する。合衆国税法では、法的な居住地が課税をする際の基準の一つとなる<sup>9)</sup>。子会社の場合は相手国の税法に従うことになるのに対し、支店の場合には本国所得と合算して直ちに課税される。

表 1：外国子会社と支店での所得に対する課税の相違

「外国子会社」の所得に対する課税	.....	配当・支払いとして親会社に送金される年まで延期できる。
「海外支店」の所得に対する課税	.....	利益が親会社に送金されなくても(親会社の営業の一部として)当該年度に課税される。

Shapiro(1996)pp.643-644.

外国子会社の利益に対する納税は、繰り延べ可能なので、親会社は税金を直ちに納めなくても済んだ分を再投資することができる。また、支店の損失は親会社が納める税金から控除される一方で、外国子会社の損失は子会社が解散する場合のみ親会社の観点から認識されるだろう。したがって、親会社は、海外投資の初期に損失がでると予測される場合には支店として経営し、利益が出そうならば子会社に組織替えして本社の税金納付を延期することができる<sup>10)</sup>。

III 外国税の控除

1. 二重課税の問題と基本概念

今、日本と米国の両方に所得がある日本法人と米国法人があるとする。日本法人にとって日本は居住地国、米国は源泉地国という。米国法人にとっては、米国は居住地国、日本は源泉地国という。

法人税の課税対象を「全世界で獲得した所得」

10) Ibid., p.644.

\* 居住地国と非居住地国；たとえば、日本の税法では、現地に1年以上いれば現地の居住者、日本の非居住者。一年未満の場合は、現地の非居住者、日本の居住者として扱われる。

\* 内国法人と外国法人；外国法人とは、外国で設立され、外国に本店がある法人のことをいう。100%外国資本でも日本に設立された会社は日本法人になる。

\* 源泉徴収；非居住者に支払われる利子、配当、使用料、給与、などから控除される税金については、相手国に支払われる (小沢 (1998) pp.6-10)。

6) Shapiro, op.cit.,p.44.

7) Ibid.

8) Ibid.,p.643.

9) Ibid.

と考える。国外で得た所得に対して外国政府が課税し、本国でも法人税が課される。したがって、両者の課税所得は、以下のようになる。

表 2：課税所得の範囲

日本における課税所得	米国における課税所得
米国法人；日本源泉所得 米国法人；米国と日本の 所得	米国法人；米国と日本の 所得 日本法人；米国源泉所得

小沢 (1998) p.8.

米国法人の所得は日本で課税され(源泉地国課税)、米国でも課税される。日本法人の所得も同様である。海外に源泉をもつ所得について二重課税を回避するために、合衆国や他の現地国は、すでに支払われた外国税に相当する国内の所得税の控除を許可している。いわゆる「税額控除」である。けれども、外国で課された税額を全額控除できるとは限らない<sup>11)</sup>。また、「税額控除」の他にも「租税条約」「繰延原則」が二重課税を緩和する。「租税条約」は、どの項目の所得が、所得が発生した国の税務当局によって課税されるのかを明確にする取り決めである。また、「繰延原則」に従えば、親会社は実際に子会社から配当を受け取るまでは、外国源泉所得に課税されないことになる<sup>12)</sup>

二重課税の回避に関しては、国毎に税法が異なっているために様々な問題が生じている。第一に、所得税の範囲をどう決めるか。第二に、控除限度額を越える額を繰越したり、逆に控除できる枠が余っている場合にその分を繰越せるかというような期間配分の問題。第三に、国別・所得種類別に控除できる額を計算する国(米国など)、一括して計算する国(日本)がある(4で説明)。特に后者で所得の移動に伴う脱税疑惑が問題となる。居住地国の税務当局は説明を求めてくるから、企業側は現地の租税制度の十分な検討と所得

計算の論理的な説明や証拠書類の準備が不可欠である<sup>13)</sup>。

## 2. 直接税額控除

直接税とは、本国の納税者に直接課される税金のことである。直接税は、①海外支店等の法人税、②内国法人が利子・配当・使用料などに対する税金を国外で源泉徴収される場合を指す。

直接税額控除とは、これらの税金を納付した場合に、当該内国法人が国内で納付する税金から控除できることをいう。

(直接税額控除の数値例)

本国を合衆国とする企業を想定する。合衆国の納税者に直接課されるのが直接税である。今、J国に支店があるとする。本国の法人税率が35%で、J国が37.5%であるとする。支店が100万ドルの利益をあげたとする。海外支店の所得に対してはJ国での法人税が37.5万ドル(100万×0.375)かかるだけでなく、本店の所得300万ドルと合算された400万ドルに対して140万ドル(400万ドル×0.35)が課される。二重課税になるので、外国税の一部が控除される。その控除限度額は、140万×(100万÷400万)と計算され、35万ドルとなる。従って、納付した外国税額37.5万ドルと控除限度額35万ドルの差2万5千ドルは控除できない。しかし、J国の税率が30%の場合、法人税は30万ドルとなり、全額控除できる。

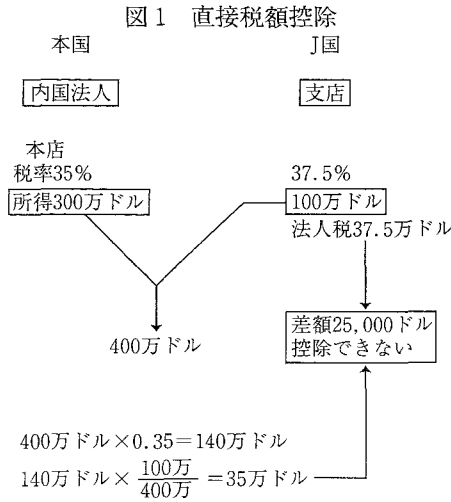
ここでの計算は、以下の式で表現される。

$$\begin{aligned}
 \text{控除限度額} &= \text{本国の法人税額} \times \text{全世界所得に占める国外所得の割合} \\
 &= \{(\text{国内所得} + \text{国外所得}) \times \text{本国での税率}\} \times (\text{国外所得} \div \text{全世界所得}) \\
 &= \{(100 \text{万} + 300 \text{万}) \times 0.35\} \times (100 \text{万} \div 400 \text{万}) \\
 &= 35 \text{万 (ドル)}
 \end{aligned}$$

11) Shapiro, op. cit., p. 644.

12) Hill. (1997) p. 575.

13) 租税条約研究グループ (1998) pp. 43-44.



### 3. 間接税額控除

間接税額控除とは、内国法人が、国外に設立した外国子会社から配当などを受け取った場合、外国子会社の外国法人税のうち配当などの額を、内国法人（親会社）が外国法人税を納付したとみなして税額控除できることをいう<sup>14)</sup>。税額控除の限度額は以下の一般式で表現される。

間接税の控除額 = 外国税 × { (配当 (源泉徴収税額を含む) ÷ 外国所得税課税後の所得残高) }<sup>15)</sup> . . . ①

例えば、外国子会社の税引前利益 100 に対し、外国税 30 が課された。100 - 30 = 70 の税引後利益の一部 35 を外国子会社が本国の親会社へ配当したとする。この場合、外国税額控除の額は、上式により、30 × (35 ÷ 70) = 15 となる<sup>16)</sup>。

ところで、表3のいかなるケースでも、ある年に外国で支払われる税金に対する控除額は、同じ年の外国源泉所得総額に対して支払うべき本国の税金を越えることはない。

このルールに基づいた計算において、控除総額は、(利子所得を除く) 外国の源泉所得に帰属しうる合衆国の税金に限定される。

また、ある国での損失は、他の国での利益と相殺され、それによって外国での所得（②式の分子）を減らし、全体としての税額控除を減らす<sup>17)</sup>。

#### 税控除の最大額

= (外国の利益と損失とを相殺した額の合計 / 全世界での課税所得) × 税金負担額合計 . . . ②

#### \* 外国税率 20% と 50% の場合

子会社の場合、税引前利益が 100 で、法人税率が 20% の場合、配当可能純利益は 80。源泉徴収税額は 10% の 8 で、合衆国の株主への送金可能額は、80 - 8 = 72 である。合衆国での所得税は、100 × 35% で 35 である。直接税控除額は源泉徴収額 8 である。したがって、合衆国で支払われる税金は、35 - 8 - 20 = 7 となる。

同様に、法人税率が 50% の場合、外国での源泉徴収税は 5、間接税額控除は 50 であるが、合衆国で控除が認められるのは 35 までであるので、控除されない 5 + 50 - 35 = 20 の直接税・間接税の控除限度超過額が生じる。

一方、現地国で支店の形態で事業活動を行う場合、直接税だけが控除され、表のような計算結果となる。

子会社の場合と支店の形態をとって事業を行っている場合とでは、表3の最終行をみればわかるように、同じ税率で比較した場合、税引前利益が等しいという前提の下では、税金の負担額は支店よりも子会社の方が大きく（あるいは等しく）なっている（表の最終行；40 < 46, 50 < 55)。外国税率が本国の 35% よりも大きい場合、源泉地国で支払った税金が全額控除されない可能性が大きい。したがって、他の条件が一定であるとすれば、本国よりも税率の低い国で、子会社よりも支店の形で営業することにより、現地国で支払う税金が本国での税額控除限度額を越えないようにすることが節税のためには肝要である。

14) 太田昭和, p. IV-5.

15) Shapiro, op. cit., p. 645.

16) 太田昭和, p. IV-5; 小沢 (1998) p. 62.

17) Shapiro, op. cit., p. 645.

表 3：外国税額控除の計算

支店				子会社		
20	40	50	外国税率 源泉徴収税	20	40	50(%)
			10% (配当) 0% 支店			
100	100	100	税引前利益	100	100	100
(20)	(40)	(50)	外国法人税	(20)	(40)	(50)
80	60	50	配当可能純利益	80	60	50
=	=	=	源泉徴収税 (10%配当)	(8)	(6)	(5)
80	60	50	U.S.の株主に対する純キャッシュ	72	54	45
			配当粗利益	80	60	50
			子会社によって支払われる 外国税の相殺分	20	40	50
100	100	100	U.S. 課税所得	100	100	100
35	35	35	外国税控除前 U.S. 税 35% - U.S. 外国税額控除:	35	35	35
(20)	(40)	(50)	直接税額控除, 源泉徴収税 / 支店	(8)	(6)	(5)
=	=	=	間接税額控除	(20)	(40)	(50)
15	(5)	(15)	純 U.S. 税コスト; ※	7	(11)	(20)
35	35	35	税コストの総額; 利用される税額控除 限度額	35	35	35
35	40	50	税コストの総額	35	46	55

( ) はマイナスを表す Shapiro (1996) p.645 を一部修正。

※ +の数值は税額控除枠の余り。( ) の数值は控除し切れなかった税額。

#### 4. 外国税額控除に関する追加的制約

合衆国では、所得をいくつかに分類して別々に控除の計算が行われる。これは、支配されている外国企業 (CFC) (相手企業の 50%以上の株の投票権を 10%以上の投票権をもつ合衆国の株主が所有している場合) についての 4つのバスケット (受動的な所得, 財務サービス所得, 出荷所得, 高額の源泉徴収税利子所得) と少数株主である海外子会社からの配当に関するバスケットから構成される。

以上のような処理は、高く課税される所得と低く課税される所得に関する課税の平均化を防止するためのものである。

関連する U.S. 会社への外国企業 (CFC) からの送金に関してのみ、1986年の税法では look thru という方式を導入した。このルールに従えば、営業利益か受動的利益かなどによって CFCからの送金に関して別々の計算をすることになる。CFCの所得の全てが営業利益ならば、配当, 利子, 地代, ロイヤルティのうちのどれかにかかわらず、親会社への支払いの全ては営業利益としてひとまとめにして計算される (Shapiro(1996))。

#### IV 所得分配とコスト配分ルール

外国税額控除は、課税所得の税率に基づいている。また、どの範囲の費用が控除可能かということに関して、企業と IRS との間に論争がある。全世界の控除総額, 外国に源泉がある所得と国内に源泉がある所得との間の控除に関する配分をどうするかも問題になる<sup>18)</sup>。

ある国で所得を得るために発生したコストは、当該所得に対し負担させるべきである。たとえば、本社で発生する費用の中には、外国の所得から控除されるべき部分がある。

合衆国の税法では、合衆国の本社で発生したあらゆる種の利子, 研究実験費用, 一般管理費を以下の

ようにして外国の子会社所得から控除することになっている。

#### 1. 利子費用の配分

1986年の税法の下では、利子費用は発生場所にかかわらず資産に基づいて配分される。たとえば、利子費用が 100ドルで、外国資産が全資産の 30%を占めているならば、親会社が合衆国内で利子総額を支払っているとしても 30ドルだけが外国源泉所得から控除される。このケースでは、合衆国で控除可能なのは 70ドルのみで、外国に配分される利子費用の部分は合衆国で支払う税金から控除できないことになる。

#### 2. 研究実験費

合衆国で発生した研究実験の費用のうちの 50%は、合衆国に源泉のある所得に配分される。同様に、外国で発生した研究実験費用の 50%は、外国に源泉のある所得に対し配分される。各々の残りの 50%は、粗売上高と粗利益に基づいて、合衆国に源泉のある所得と外国に源泉のある所得の間で配分されるのが原則である。

#### 3. 利子と研究実験費以外の費用

明確な利益を生み出す活動に直接配分できない費用は、資産額か粗利益に基づいて配分される。外国に源泉がある所得へ、本国に発生した費用をより多く配分するほど外国税額控除額の上限は低下する<sup>19)</sup>。それは、以下の式で表現される関係が IRSのルールとして定められているからである。

$$\frac{\text{A. 外国を源泉とする課税所得 (国外源泉所得)}}{\text{B. 全ての源泉から得られる課税所得 (世界全体の源泉所得)}} = \frac{\text{C. 外国税額控除の限度額}}{\text{D. 外国税額控除前の合衆国の税金負担額}}$$

この式において、BとDは所与の年度において一定で、Aが配分により影響を受ける。本社費は

18) Ibid., pp. 647-648.

19) Ibid., p. 649.  $C = A \div B \times D$

外国へ配分され、粗外国源泉所得から控除されるならば、それによって純外国源泉所得を減少させる。Aが減額され、BとDが一定なので、Cも減少する。IRSはこのようなルールにより、国内企業が適用できる税額控除の上限を引き下げようとしている。

重大な問題が生じるのは、IRSとルールの異なる外国の税務当局との間で合意が成立しない場合である。たとえば、IRSがX国で稼得された所得に対して本社費を負担させる場合に、X国での所得の納税義務を減らすという目的のための控除額としてこのような費用を認識することをX国の税務当局が拒否する場合（あるいは、費用を控除できるとしても、X国の源泉所得への本社費の配分の適格性は認められない場合）問題が生じる。これらのことをShapiroは以下のような数値例で説明している。

(データ)

合衆国の所得	\$100	合衆国の税率	35%
X国の所得	\$100	X国の税率	50%
		本社費 (HOE)	\$10

外国税額控除 (FTC) 計算は、先述の式 (A/B=C/D) に示されている。ケースとしては、以下の3つがあげられている<sup>20)</sup>。

ケース1 合衆国に本社費を配分可能な場合

ケース2 X国に本社費を配分可能で、X国において本社費を控除可能な場合

ケース3 X国に本社費を配分可能だが、X国において本社費を控除不可能な場合

ケース1 合衆国で本社費を負担する場合

合衆国の所得	\$100
本社費 (HOE)	\$10

合衆国の課税所得 \$90

X国の所得 \$100

X国での50%の税金 \$50

$$C = A \div B \times D = 100 \div 190 \times 66.5 = 35$$

X国での所得は\$100である。合衆国での所得\$100から本社費の配賦額\$10を控除した残りが、合衆国の課税所得\$90である。両者の合計である\$190が全社的課税所得Bである。合衆国の外国税額控除前税金負担額Dは $190 \times 35\% = \$66.5$ となる。したがって、外国税額控除の限度額Cは、 $C = 100 \div 190 \times 66.5 = 35$ である。

ケース2 X国に配分可能でX国において控除可能な本社費

X国の所得 \$100

本社費 (HOE) \$10

X国の課税所得 \$90

X国での50%の税金 \$45

合衆国の課税所得 \$100

$$C = A \div B \times D = 90 \div 190 \times 66.5 = 31.5$$

B, Dはケース1と同じであるが、X国に本社費を配賦・控除できるため、Aは\$90となり、税額控除の上限Cは\$35から\$31.5に減少した。これによって、 $45 - 31.5 = \$13.5$ は控除できずに二重課税となる。

ケース3 米国の観点から、X国に本社費を配分可能で、X国において本社費配賦額を控除不可能な場合

(米国のIRS) (X国の税務当局)

・合衆国の観点

・X国の観点

X国の所得 \$100

X国の課税可能所得 \$100

本社費 (HOE) \$10

50%のX国の税金 \$50

X国の課税所得 \$90

合衆国の課税可能所得 \$100

20) Ibid., pp. 649-650.



AはIRSの規定に従い計算される場合\$90となる。Dは $(100 + 90) \times 0.35 = 66.5$ で、税額控除の上限Cは、\$31.50、X国へ支払われる税金は\$50となる<sup>21)</sup>。

利用可能な外国税額控除の上限Cは、本社費の配分によって減少させられる(35 → 31.5)一方で、外国税額控除は増加する。第3のケースで、子会社が\$36配当する場合、外国税額控除は以下のように計算される。

$$\frac{\text{配当金}}{\text{合衆国の観点；子会社純利益}} \times \text{外国法人税} = \frac{36}{40} \times 50 = \$45$$

他方、本社費\$10を子会社に負担させない場合には、子会社の純利益は、\$50になり、外国税額控除は\$36(=  $(36/50) \times 50$ )である。したがって、本社費の配分によって実際の外国税額控除は\$36から\$45へ増加する。だが、外国税額控除限度額(\$35 → \$31.5へ減少)のために、企業は、\$13.5(=  $45 - 31.5$ )の外国税額を控除できない。

外国での所得税を減少させることが基本的タックス・プランニングであると考えれば、(1)費用を本国(この例では合衆国)から、より高い税金の国へシフトさせること(たとえば、本国よりも外国で借金すること)、(2)配当よりも、税額控除可能な、たとえば、利子、レント、ロイヤリティ、マネジメント料という形での海外子会社による送金を極大化させることが肝要である。

また、企業は可能な限り外国税額控除(FTCs)を利用するために、低税率の国での所得を増加させるよう試みるべきである<sup>22)</sup>。

さらに、他の条件が一定であると仮定して、①子会社に負担させる本社費を増加させれば、外国税額控除限度額は下がり、二重課税の部分

が多くなるリスクがあり、②子会社をより税率の低い国に建てれば控除できない額は下がる可能性があるが、子会社が納める税金の額も下がるので、二重課税の額が減少しうる。

## V 結び

本稿では、節税の観点から実質的に外国子会社の余剰資金を本国へ送金する可能性について概要を説明した。こういった国際税務の問題は、国境を越えて本社費を海外子会社に負担させるという問題を考察する場合に避けては通れない問題だからである。

国際レベルでの節税という研究課題は、国際税務の分野で研究が行われてきており、監査法人の会計士が個々の事例については深いノウハウをもっている。それも、国毎あるいは研究テーマ毎に別々の担当者を置いているというほど複雑な問題である。本稿では、検討すべき課題の一部を紹介し研究の方向を示した。以下のようにまとめよう。

1. 海外子会社から資金を吸い上げるためには、明確な根拠がなければならない。米国IRCや会計原則では、生み出した所得に対して費用を配分すべきであるとしている。本社費のいくらかは外国の所得から控除されるべきであるが、利子費用、研究実験費、その他の費用をどのように配分すべきかについては、配分基準、外国税額控除の制限規定に関して、さらなる検討が必要である。
2. 所得税あるいは法人税の他に関税などによる節税効果など他のメリットがなければ、本国より

22) Ibid., p. 651. : 本社費をさらに\$10子会社に負担させると、外国税額控除限度額は $80 \div 180 \times (180 \times 0.35) = 28$ となる。また、X国の税率が低く、35%ならば、X国へは $100 \times 0.35 = \$35$ 支払われるから、配当金が先ほどと同じ\$36であるとすれば、外国税額控除限度額は $36 \div (90 - 35) \times 35 = 22.9$ となり、X国へ支払われる\$35のうち\$12.1(=  $35 - 22.9$ )が二重課税になる。しかし、この額は、税率が50%の場合よりも小さい。

21) Ibid., p. 650.

も税率の低い源泉地国に子会社を建て支払う税金が本国での税額控除額を越えないように注意すべきである<sup>23)</sup>。

3. 配当という形で資金を本国へ送金すると、課税額を増加させる結果になるから、サービス使用料などの費用を支払う形式にする方がよい。

4. 子会社の支払っている税金が本国の外国税額控除の対象にならず本国で控除できる枠が残っている場合には、本社の所得を増やさずに控除対象となる外国法人税額を増やす方策をとり、逆に本国で控除限度を超過している場合は、子会社の源泉所得を増加して控除限度額を増やす方策をとるべきである。

5. 当初、筆者は海外の余剰資金を本国に回収することが重要であると述べた。しかし、グループ全体のキャッシュ・フローを極大化することを第一目的とすれば、税金の支払いは少ないに越したことはない。二重課税の回避やタックス・ヘイブンの利用は、節税により全社の現金の流出を少なくすることを意図している。税額控除の枠をぎりぎりまで利用することや、税金の支払時期の操作が可能であれば税金の支払いを延期することによって、二重課税を回避することを考えるべきである。

6. 親会社の利益をあげることが望ましいという前提は、日本企業でも連結財務諸表が主となると

崩れるかもしれない。企業グループとしての税負担を軽くするためには、税率が高い国にある本社が利益を上げ過ぎることは必ずしも望ましくないからである。このことも、親会社は子会社から配当を受け取らない方がよいことを意味する。

本社費の回収を国際レベルで考える場合、以上のような諸点に注意することが重要である。

本稿は、二重課税回避と本社費回収の可能性について、基本的概念の説明と問題の所在を確認したにすぎない。要素還元的にモデルとして考察するのではなく、どのようなケースでどう対応すべきかを総合的、具体的に検討することが、筆者の今後の研究課題である。

#### 【参考文献】

Charles W.L.Hill, International Business, 2/E, Irwin/McGraw-Hill, 1997.

Shapiro A.C. Multinational Financial Management, Prentice Hall, 1996.

大河原健他「税引後利益最大化戦略(上)」国際税務, Vol. 19, No. 2, 1999年。

太田昭和監査法人, 国際税務セミナー 1999年7月6日資料。

小沢 進著『新版—国際税務ガイドブック』財経詳報社, 1992年。

租税条約研究グループ「二重課税排除の方法—免除方式・税額控除方式—」国際税務, Vol. 18, No. 1, 1998年。

中田謙司・谷本真一 著『国際税務入門』日本経済新聞社, 1999年。

拙稿「企業の国際化と本社費・共通費管理」浅田孝幸代表編集『戦略的プランニング・コントロール』中央経済社, 第6章, 1999年。

拙稿「管理会計における国際的視点」彦根論叢, 第265号, 1990年。

拙稿「多国籍企業の振替価格設基準と影響要因」彦根論叢, 第270・271号, 1991年。

拙稿「国際振替価格研究における留意点」彦根論叢, 第276・277号, 1992年。

23) 筆者は、拙稿(1990)において、国際振替価格(移転価格)の操作により、関税所得税の額を軽減する可能性を説明している。また、大河原地(1999)では、関税は法人税より企業にとっての負担額が大きくなりうる事が指摘されている。たとえば、5%といっても、営業利益に対して40%に相当する数値例があげられ、また、販売できなかった物品に対しても付加されることからそういえる。筆者は、一部の税金に注目した節税ではなく、他の税金との関連で総合的に節税になっているのかという観点からタックス・プランニングを考えるべきであると考える。